

## ◆ 成年後見人等就任以降の業務（財産管理）について

1. 財産管理について（財産の維持管理）		
項目	内容	
定期的な収支の確認と記録・証拠の作成（領収証や重要書類の整理・保管も必要）	定期的な収入の確認や本人の生活費、その他費用の支払いが必要です。	
	現金・預貯金出納帳等の作成を行い、財産の管理と記録が必要です。	
	領収証や収支に関する資料等の保管を行い、いつでもすぐに取り出せるよう整理された状態で保管しましょう。	
2. 後見制度支援信託・支援預金の契約		
項目	内容	
本人の預貯金等の流動資産が概ね1,200万円を超えている場合	家庭裁判所から、後見制度支援信託・後見制度支援預金の利用について検討を求められる場合があります。	
3. 不動産を管理するとき		
項目	内容	
自宅の管理	家屋の修繕・リフォーム（大規模でないもの）・庭木の剪定等の管理を行います。本人や同居家族等の希望にも配慮は要しますが、その必要性や費用の妥当性については後見人等が見極める必要があります。	
	本人が施設等に入所して、自宅が空き家になった時は、定期的に見回りをを行い、庭木や郵便受けの確認を行い、近隣に迷惑を掛けていないか注意が必要です。	
賃貸物件の管理	本人がアパート等の賃貸物件を所有している場合は、賃料の支払いの有無や賃貸借契約の締結・更新・解除等確認が必要です。	
	不動産管理会社等に委託せず、本人が直接賃貸物件を管理している場合は注意が必要です。後見人等で管理することが難しい時には、不動産管理会社等に委託することも検討しましょう。	
	火災保険の加入有無を確認します。未加入の場合は、加入することが望ましいですが、空き家の場合は、加入できなかつたり、保険料が高額になることがあるので注意が必要です。	
4. 重要な財産の処分又は取得についての検討（必要に応じて、家庭裁判所の許可や報告を行います。）		
項目	提出書類	添付書類
不動産の処分（非居住用不動産）	事務報告書、照会書、上申書等を提出するのが望ましい。	処分する不動産に関する書類（不動産の登記事項証明書、売買契約書、賃貸借契約書等）
不動産の処分（居住用不動産）	居住用不動産処分許可申立書（家庭裁判所の許可が必要）	処分する不動産の登記事項証明書、売買契約書（案）、賃貸借契約書（案）、抵当権設定契約書（案）、見積書等
有価証券や保険等の処分・解約	後見人等は原則として現状を維持して管理することになっています。これに対し、現金・預貯金が不足し処分して現金化する必要がある場合等は、後見人等の裁量が認められています。	
<p><b>【重要な財産とは】</b> 「重要な財産」であるか否かは、本人の資産総額や日常生活における収支を考慮して判断することになります。不動産であれば重要な財産と考えるべきでしょう。その財産が「重要な財産」に該当する場合は、事前に家庭裁判所に相談をすべきです。</p> <p><b>【財産の処分について】</b> 本人の生活資金等に充てるため、不動産や定期預金・金融商品・保険証券等を処分又は解約する必要がある場合があります。また、本人の意思決定支援の観点から処分又は解約を検討することもあります。</p>		
5. 本人が相続人になったとき		
項目	内容	
遺言書がある場合	その遺言者が死亡したときは、遺言書の保管者や発見者が速やかに家庭裁判所に検認の申立てを行う必要があります。（公正証書遺言を除きます）	
遺産分割を行う場合	共同相続人の間で遺産分割協議を行います。遺産分割協議に応じない相続人がいる場合等は、家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することも検討が必要です。	
相続放棄をする場合	相続債務が相続財産を上回ることが判明した場合は、相続放棄の検討が必要です。相続放棄は、原則として相続の開始があったことを知った時から、3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。	